



# 三重県公報

平成29年8月18日(金)

第 2930 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
580	平成29年度クリーニング師試験の実施	(食 品 安 全 課)	2
581	介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出の告示の取消し	(長 寿 介 護 課)	2
582	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
583	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	( 同 )	4
584	同件	( 同 )	4
585	同件	( 同 )	4
586	同件	( 同 )	5
587	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	5
588	土砂災害警戒区域の指定	( 同 )	6
589	同件	( 同 )	6
590	土砂災害警戒区域の解除	( 同 )	6
591	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	( 同 )	8
592	同件	( 同 )	9
<b>公 告</b>			
	第46回採石業務管理者試験の実施	(防 災 砂 防 課)	13
<b>正 誤</b>			
	平成29年5月26日付け三重県公報第2906号	(治 山 林 道 課)	14

告 示
-----

**三重県告示第 580 号**

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 29 年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
平成 29 年 11 月 15 日(水)	学科試験 午前 10 時から正午まで	津市栄町 1 丁目 891 三重県合同ビル 1 階 G101 会議室
	実技試験 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	津市新東町 826 番地 三重県クリーニング生活衛生同業組合会議室

## 2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

## 3 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

## 4 受験手続

## (1) 受付期間

平成 29 年 10 月 2 日（月）から同月 10 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

## (2) 受付場所

県内居住者は居住地又は業務地を所管する保健所又は四日市市保健所、県外居住者は県内の最寄りの保健所又は四日市市保健所

## (3) 提出書類

ア 受験申込書（クリーニング師試験受験申込書）

イ 履歴書

ウ 学校教育法第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類（写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。）

エ 写真（縦 7 cm、横 6 cm で、受験申込前 6 月以内に正面、上半身及び脱帽で撮影したもの。写真裏面に氏名を記載してください。）

オ ウの書類に記載されている氏名を変更した者については戸籍抄本

カ 受験手数料 7,000 円（三重県収入証紙によることとします。）

## 5 受験についての問い合わせ先

各保健所若しくは四日市市保健所又は三重県健康福祉部食品安全課

**三重県告示第 581 号**

平成 29 年 4 月 11 日付け三重県公報第 2893 号に登載しました、介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定辞退の届出についての告示を取り消します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県告示第 582 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年8月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アドバンスモール松阪

松阪市小黒田町字池田1-1番地ほか233筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ケーヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1	醍醐 茂夫
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	神吉 康成
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4	藤原 秀次郎
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王1丁目4番10号	田中 公雄
スギホールディングス株式会社	愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4	杉浦 広一
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目130番地	佐藤 健司
株式会社ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号	野水 優治
株式会社フレンズ	松阪市殿町1281番地2	中村 保之
株式会社マスダ	松阪市湊町117-1	増田 恭子

（変更後）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ケーヨー	千葉県千葉市若葉区みつわ台1-28-1	醍醐 茂夫
株式会社オークワ	和歌山県和歌山市中島185番地の3	神吉 康成
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4	野中 正人
株式会社タナカふとんサービス	愛知県一宮市天王1丁目4番10号	田中 公雄
スギホールディングス株式会社	愛知県大府市横根町新江62-1	杉浦 広一
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久
株式会社ギガス	愛知県名古屋市長区高社二丁目130番地	兼子 義之
株式会社ヒマラヤ	岐阜県岐阜市江添1丁目1番1号	後藤 達也
株式会社フレンズ	松阪市日野町646	中村 保之
株式会社マスダ	松阪市湊町117-1	世古 俊子

3 変更年月日

平成29年7月31日

4 変更理由

小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更のため

5 届出の日

平成29年8月3日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成29年8月18日から同年12月18日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

---

**三重県告示第 583 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鈴鹿江島ショッピングセンター  
鈴鹿市江島町字鬼黒247番ほか
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
  - (1) 騒音の発生に係る事項  
三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に基づき、騒音の排出基準を遵守すること。また、近隣より騒音による苦情が発生したときは、誠意を持って対応すること。
  - (2) 廃棄物に係る事項  
事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物等）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
  - (3) その他の事項  
周辺地域の生活環境の保持の観点から寄せられる住民からの要望等へは十分配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 8 月 18 日から同年 9 月 19 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 584 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鈴鹿玉垣ショッピングセンター  
鈴鹿市北玉垣町字中野801番地ほか60筆
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
  - (1) 騒音の発生に係る事項  
三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に基づき、騒音の排出基準を遵守すること。また、近隣より騒音による苦情が発生したときは、誠意を持って対応すること。
  - (2) 廃棄物に係る事項  
事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物等）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
  - (3) その他の事項  
周辺地域の生活環境の保持の観点から寄せられる住民からの要望等へは十分配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 8 月 18 日から同年 9 月 19 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 585 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
岡田ウィングショッピングセンター  
鈴鹿市岡田 3 丁目 332 番地 4
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
  - (1) 騒音の発生に係る事項  
騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の規制基準を遵守すること。また、近隣より騒音による苦情が発生したときは、誠意を持って対応すること。
  - (2) 廃棄物に係る事項  
事業活動に伴い生ずる廃棄物は、廃棄物の区分（一般廃棄物、産業廃棄物等）に応じて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等に基づき、事業者の責任において適正に処理すること。
  - (3) その他の事項  
周辺地域の生活環境の保持の観点から寄せられる住民からの要望等へは十分配慮すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 8 月 18 日から同年 9 月 19 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 586 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により多気町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
多気クリスタルタウンショッピングセンター  
多気郡多気町大字仁田 725-2 ほか 122 筆
- 2 多気町から聴取した意見  
駐車需要の充足等交通に係る事項  
町道クリスタル線からの乗り入れについては、これまで以上に交通安全に注意すること。
- 3 意見の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 8 月 18 日から同年 9 月 19 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

**三重県告示第 587 号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県津建設事務所及び津市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
前田地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地  
津市安濃町中川字庵ノ下
- 3 区域の土地の表示  
津市安濃町中川字庵ノ下 268 番の一部、270 番の一部、270 番 1 の一部、273 番 1 の一部、274 番の全部、

275 番の一部、276 番の一部、283 番 1 の一部、283 番 2 の一部、283 番 3 の一部、283 番 4 の一部、283 番 5 の一部、283 番 6 の一部、284 番の一部、285 番の一部、286 番の一部及びこれらに介在する公有地

### 三重県告示第 588 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三段坂	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流
箕曲瀬 2	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 589 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
波切 4-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。)

### 三重県告示第 590 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により土砂災害警戒区域に指定した次の区域の指定を解除します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定年月日
虫喰ヶ谷	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 20 年 5 月 16 日
鎌姥	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 20 年 5 月 16 日
三段坂	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 20 年 5 月 16 日
猪剥谷	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 20 年 5 月 16 日
木売谷	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊谷 4	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 1-1	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 1-2	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 1-3	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日

朝熊 1-4	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 1-5	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 2-1	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 2-2	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 2-3	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 3-1	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 3-2	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 3-3	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 4-1	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 4-2	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 5-1	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 5-2	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 6	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 7-1	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 7-2	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
朝熊 8	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
一字田 2	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
一字田 3	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
一字田 4-1	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
一字田 4-2	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
一字田 5	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
一字田 6-1	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
一字田 6-2	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
一字田 7	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
一字田 9	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日
豊川 1	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	平成 20 年 5 月 16 日

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。)

## 三重県告示第 591 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
虫喰ヶ谷	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
猪剥谷-1	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
猪剥谷-2	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
箕曲瀬 1	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
箕曲瀬 3	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
箕曲瀬 4	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
木売谷	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷川-1	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷川-2	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
大谷川-3	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
朝熊谷	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
朝熊 1	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 2	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 3	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 4	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 5	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 6	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 7	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 8	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 9	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 10	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 11	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 12	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり



朝熊 13	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 14	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 15	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 16	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 17	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 18	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 19	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 20	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 21	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 22	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 23	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 24	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 25	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 26	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 27	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 28	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 29	伊勢市朝熊町大久保 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 30	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
朝熊 31	伊勢市朝熊町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鹿海	伊勢市鹿海町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一字田	伊勢市一字田町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、伊勢建設事務所及び伊勢市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 592 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

小山	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
城山	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宝門	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西村	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天満	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天白	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波切	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷奥 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷奥 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西谷奥	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石干谷	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北石干谷	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野名	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
葉直	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堂ノ上	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
経塚	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坪井	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
九木	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 1-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 2-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 3-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山際	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮後	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名田	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向奥	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
里山	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西谷	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南西谷	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

ナラ松	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
里	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大畑 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大畑 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池田 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池田 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡山	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波切 1-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
登茂山 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
当茂地 2-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志坂 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石塚 1-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
老 1-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大倉 1-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大倉 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大倉 3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大倉 4	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 1-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 2-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 3-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
道筋 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
道筋 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小坂 1-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 5-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波切 4-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩成	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畔名 1-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

寺田 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺田 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺田 3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
当茂地 2-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
当茂地 3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大倉 1-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志城 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志城 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志城 3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺田 4	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畔名 1-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畔名 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
畔名 3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波切 1-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波切 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波切 3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石塚 1-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小坂 1-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名田 1-1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名田 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名田 3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名田 4	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名田 5	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名田 6	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名田 7	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
老 1-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波切 5	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小坂 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
風ヶ崎 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
風ヶ崎 2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 1-3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 2-3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 3-3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠木 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 4	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 5-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 6	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 7	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波切 6	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波切 1-3	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船越 1-4	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名田 1-2	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
波切 7	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志坂 8	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大見 1	志摩市大王町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
間崎 1	志摩市志摩町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
間崎 2	志摩市志摩町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
間崎 3	志摩市志摩町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
間崎 4	志摩市志摩町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
間崎 5	志摩市志摩町 (詳細は次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、志摩建設事務所及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**公 告**

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第46回採石業務管理者試験を次のとお

り実施します。

平成 29 年 8 月 18 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 試験期日  
平成 29 年 10 月 13 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験場所  
津市栄町 1 丁目 891 番地  
三重県勤労者福祉会館 6 階講堂
- 3 受験願書の受付期間  
平成 29 年 8 月 25 日から同年 9 月 15 日まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。）
- 4 受験願書の請求先  
三重県県土整備部防災砂防課砂防管理班及び各建設事務所総務・管理（・建築）室管理課
- 5 その他  
この試験についての受験手続、試験の方法等の詳細については、受験願書の請求先で交付する試験実施要綱を参照してください。

---

## 正 誤

平成 29 年 5 月 26 日付け三重県公報第 2906 号に登載しました、保安林の指定をする予定である旨の通知の告示中

ページ	行	誤	正
20	10	松阪市飯南町上仁柿字城古谷 2306	松阪市飯南町上仁柿字城古谷 2306、字沖中 2255 の 5

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---